

平内町役場庁舎整備事業 基本協定書（案）

令和 6 年 6 月

平内町

(目次)

第1条（目的）	1
第2条（本施設の概要）	1
第3条（土地の使用貸借）	1
第4条（本施設の整備）	1
第5条（本施設の賃貸借）	2
第6条（譲渡特約付建物賃貸借契約の不調）	2
第7条（有効期間）	2
第8条（秘密保持）	2
第9条（管轄裁判所）	3
第10条（誠実協議）	3

平内町役場庁舎整備事業 基本協定書（案）

平内町役場庁舎整備事業（以下「本事業」という。）に関して、平内町（以下「町」という。）と●●（以下「事業者」という。）は、以下のとおり合意し、基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定で使用される用語は、本協定で別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項において定義された意味を有するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、町が令和6年6月に公表した「平内町役場庁舎整備事業 募集要項」（その後の修正を含む。以下「募集要項」という。）に従って事業者が提出した提案書類（以下「事業提案書」という。）に基づき、本事業を実施する者として事業者が選定されたことを確認し、事業者が、本施設である平内町役場庁舎を整備し、これを町に賃貸することに向けての町及び事業者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（本施設の概要）

第2条 賃貸借物件となる本施設の概要は、下記のとおりであり、詳細は要求水準書等（本協定、譲渡特約付建物賃貸借契約書、要求水準書及び募集要項等の総称をいう。以下同じ。）に定める。

記

名称： 平内町役場庁舎

設置場所： 青森県東津軽郡平内町大字沼館字家岸 25-1

敷地面積： 約 37,150.03 m²

構造： ●●

その他： その他、基本的な計画については、要求水準書等及び事業提案書に従い、町及び事業者が協議の上決定する。

（土地の使用貸借）

第3条 本施設の設置に供する土地については、町が、事業者に対し、本協定に基づき、無償にて貸し付けるものとする（以下「本件土地使用貸借」という。）。

- 2 町及び事業者は、本件土地使用貸借が本施設の整備及び賃貸借の目的のみに限定して行われるものであり、使用貸借期間その他の条件は、第5条に規定する譲渡特約付建物賃貸借契約の内容に規定されるものであることを確認する。

（本施設の整備）

第4条 事業者は、要求水準書等及び事業提案書に従い、本施設を整備する。

(本施設の賃貸借)

第5条 町及び事業者は、本協定締結後、協議が整い次第、本施設に係る譲渡特約付建物賃貸借契約（以下「譲渡特約付建物賃貸借契約」という。）を締結する。

- 2 譲渡特約付建物賃貸借契約における賃料については、事業提案書における提案額を基本とする。ただし、事業者は、本施設の確定内容を踏まえ、町に対して協議を申し入れることができる。

(譲渡特約付建物賃貸借契約の不調)

第6条 町及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により譲渡特約付建物賃貸借契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に町及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、譲渡特約付建物賃貸借契約の契約期間満了日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本協定の有効期間の終了後も、本条、第8条及び第9条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、譲渡特約付建物賃貸借契約が締結に至らなかった場合には、譲渡特約付建物賃貸借契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、本条、第8条及び第9条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持)

第8条 町及び事業者は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知った相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本協定の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知の内容である場合
 - (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
 - (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
 - (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
 - (5) 当事者の弁護士その他本事業に係るアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
 - (6) その他法令に基づき開示する場合
- 2 町は、前項の定めにかかわらず、本事業に関して知った行政情報に含まれる情報に関し、

法令その他町の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

- 3 事業者は、第1項に定めるほか、本事業の業務を遂行するに際して知った個人情報その他の情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、平内町個人情報の保護に関する条例（令和5年3月17日条例第1号）及び関係法令等を遵守する責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。
- 4 事業者は、事業者の役員、従業員及び事業者の代理人又はコンサルタント、出資者に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

（管轄裁判所）

第9条 町及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、青森地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（誠実協議）

第10条 本協定の条項に定めるもののほか、事業者は、関係法令の定めるところに従うものとし、本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、町及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

（以下余白）

本協定の締結を証するため、本書●通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

町 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63
平内町
町長 船橋茂久

事業者

所 在 地
商 号
代表者氏名